

職務内容書

独立行政法人労働者健康福祉機構 監事

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人労働者健康福祉機構は、勤労者医療の推進、働く人々への福祉事業を通じて、労働者の健康と福祉の増進に努めている。

今回公募する監事は、業務の運営状況、法令・規定の実施状況、予算の執行状況及び決算状況等が適正かつ効率的に行われているかどうか監査を行うポジションを担う者であり、法令、財務状況や決算状況の監査、リーダーシップに優れ、人格高潔な高い倫理観を有する人材が求められる。

1 機関名：独立行政法人労働者健康福祉機構

(法人の業務概要)

独立行政法人労働者健康福祉機構では、労災病院（全国 34 施設。総合せき損センター及び吉備高原医療リハビリテーションセンター含む。）、産業保健推進センター（47 都道府県に設置）、労災リハビリテーション作業所（6 施設）等（全国約 100 施設、職員数約 14,000 名）の運営を行うことにより、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行っている。

主な業務内容は以下のとおりである。

- (1) 労災病院の設置及び運営
- (2) 産業保健推進センターの設置及び運営
- (3) リハビリテーション施設の設置及び運営
- (4) 労災疾病に係る研究の推進及びその成果の普及
- (5) 未払賃金立替払事業の推進
- (6) 助成金事業（小規模事業場産業保健活動支援促進助成金等）の推進
- (7) 労災被災者に係る納骨堂の設置及び運営

2 ポスト

- (1) 常勤監事
- (2) 非常勤監事

2 ポスト 2 名（任期：平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）

3 職務内容

以下の事項並びに監査対象機関についての書面及び実地監査を実施の上、監査報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

① 監査項目

- ア 関係諸法令及び機構業務方法書その他の諸規定等の実施状況
- イ 各事業年度における中期計画及び年度計画の実施状況ならびに中期目標期間中における中期目標の達成状況

- ウ 業務効率化及び経営合理化の状況
- エ 予算実施計画、事業実施計画及び資産計画執行の状況
- オ 予算の取得、管理及び処分に関する事項
- カ 決算報告書、財務諸表及び事業報告書の適否
- キ その他監査の目的を達成するために必要な事項

② 監査対象

- ア 本部
- イ 労災病院(34施設。医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを含む。)
- ウ 産業保健推進センター(47施設)
- エ 労災リハビリテーション作業所(6施設)
- オ 勤労者予防医療センター(9施設)
- キ 労災看護専門学校(9施設)

③ その他

- ア 理事会、全国労災病院院長会議、厚生労働省独立行政法人評価委員会等に出席し、監査結果の報告を行うほか、必要な意見等を陳述すること。
- イ 労災病院等への経営指導の状況、安全医療の取組状況、給与水準の状況、情報開示の状況、保有資産の見直し状況等についてチェックを行うこと。

なお、常勤監事については、上記のほか、各事業の予算及び資金計画の執行状況、現金・資金の管理状況、随意契約の適正性を含めた入札、契約状況等をチェックするとともに、当該機構の契約監視委員会の議長として委員会を総括する。

4 必要な資格・経験等

- (1) 原則として任期満了時点で65歳未満であること。
- (2) 高い公共性を有している法人であることから、中立性・公平性を担保して業務が遂行できるよう、監事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔な高い倫理観を有する者であること。
- (3) 支店等の出先機関を有する組織等においてリーダーシップを発揮した経験を有し、監査を、必要な場合は、自己の判断に基づき、内外の反対に抗して適切に遂行できる十分な能力を有していると認められること。
- (4) 財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、監査業務に従事した経験を有しており、財務状況や決算状況の監査に精通していること。
- (5) 診療報酬を始めとする医療制度全般に関する知識を有する者であることが望ましいこと。
- (6) 多様な人材を登用する観点から、行政実務経験、行政機関との調整力については、国家公務員経験者が有利となるため、特に考慮しない。

5 勤務条件等

- (1) 常勤監事

- ア 勤務形態：常勤
- イ 勤務地：本部（神奈川県川崎市幸区堀川町 580 番地リッドスクエア 18 階）
- ウ 勤務時間：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- エ 給与：役員報酬規定に基づき支給（平成 20 年度実績 約 1,280 万円）。
- オ 福利厚生：健康保険、厚生年金、厚生年金基金、健康診断（年 1 回）
- カ 危機管理：地震災害時には 24 時間体制で勤務、緊急招集の場合あり。
- キ その他：機構の規定等の定めるところによる。

(2) 非常勤監事

- ア 勤務形態：非常勤（毎週火曜日を含め年間約 80 日）
- イ 勤務地：本部（神奈川県川崎市幸区堀川町 580 番地 リッドスクエア 18 階）
- ウ 勤務時間：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- エ 給与：役員報酬規定に基づき支給（平成 20 年度実績 約 298 万円）。
- オ 福利厚生：なし。
- カ 危機管理：地震災害時には 24 時間体制で勤務、緊急招集の場合あり。
- キ その他：機構の規定等の定めるところによる。

6 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を簡易書留により郵送してください。

また、提出された種類につきまして、返却いたしません。

○履歴書（JIS 規格履歴書に写真を貼付の上、応募動機、学歴、職歴、資格等の必要事項を詳細に記載してください。）

○自己アピール文書の課題（A4 で 2 枚以内。自らがこのポストに適任であることをポイント毎にまとめてください。）

「独立行政法人が提供する医療の高度化、効率化のために自らの経験・知識をどのように活かすか」（志望ポスト及び職務上の主な業績を盛り込むこと。なお、両方に応募することも可能ですが、その場合、その旨記載すること。）

※ 応募書類は上記のとおりですが、今回の公募を何によって知ったか、任意様式により、又は下記アンケート用紙を印刷・記入し、同封していただければ幸いです。

【アンケート用紙】

（左クリックするとアンケート用紙が表示されますので、印刷して、該当部分にチェック☑等を記入して下さい。）

なお、当該アンケートの回答の有無は選考には一切関係がございません。

(2) 送付先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省大臣官房人事課
電話：03-3595-2383（直）

(3) 応募期限

平成 22 年 2 月 22 日（月）必着

7 選考方法

- (1) 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
- (2) 二次選考（面接）
- (3) 外部有識者による選考委員会の審議を経て厚生労働大臣が任命

8 任命予定日

平成 22 年 4 月 1 日（木）

9 問い合わせ先

厚生労働省大臣官房人事課

電話：03-3595-2383（直）

10 欠格事項

独立行政法人通則法の役員欠格条項に該当する場合は、監事になることはできません。

(1) 独立行政法人通則法

（役員欠格事項）

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員になることができない。（役員兼職禁止）

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(2) 独立行政法人労働者健康福祉機構法

（役員欠格条項の特例）

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらのものが法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

※ 上記「通則法」とは「独立行政法人通則法」のことである。